

◎銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年三月四日法律第三号(衆))

一、提案理由(平成二十二年一月九日・衆議院財務金融委員会)

○柳澤議員 ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現在、世界的な金融資本市場の混乱のもとで、我が国の株式市場は、本来の企業価値からは考えられないほどの不振な状況に陥っております。このような株式価格の著しい変動が、銀行、企業の財務内容や金融システムに影響を与え、銀行の健全性を損ね、また、過度の信用収縮を招くことが懸念されます。こうしたことを通じて、経済や国民生活に重大な支障が生ずることのないよう、対応を図っていくことが必要であります。

このような観点から、銀行等保有株式取得機構の活用及び機

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

能強化を図るため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。まず、現行法上、平成十八年九月末までとされていた銀行等保有株式取得機構による株式買い取りについて、平成二十四年三月末まで延長することにより、機構の株式買い取りを再開することとしております。

また、あわせて、機構による株式買い取り機能を強化する観点から、事業法人からの株式の買い取りについて、新たに事業法人から先行して銀行株を機構に売却することを可能とするなど、制度の柔軟化を図ることとしております。

以上が、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年一月一三日)

○田中和徳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、現行法上、平成十八年九月末までとされていた銀行等保有株式取得機構による株式買い取りについて、平成二十四年三月末まで延長するとともに、銀行等と相互に株式を保有している事業法人からの株式の買い取りについて、新たに事業法人から先行して当該銀行株式を同機構に売却することを可能にする等の措置を講ずるものがあります。

両案は、去る一月六日当委員会に付託され、九日中川財務大臣並びに提出者柳澤伯夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

……(略)……

かくて、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、修正案及び銀行等株式保有制限法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十二年三月四日)
○円より子君 たいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

……(略)……

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣、関係大臣及び発議者に対し、定額給付金の意義と妥当性、定額給付金の経済効果、自治体が行った定額給付金事業の準備行為を補助金の対象とすることの是非、銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開する理由、持ち合い株以外の資産買取りを検討する必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会

・国民新・日本を代表して大久保勉理事より、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案に反対、銀行等株式保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案に賛成、自由民主党及び公明党を代表して荒木清寛委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案及び銀行等株式保有制限法改正案に賛成、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案及び銀行等株式保有制限法改正案に反対、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案は賛成少数により否決すべきものとし、銀行等株式保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、銀行等株式保有制限法改正案に対し附帯決議が付されしております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月三日)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国の金融システムの安定性を確保することは、政治が果たすべき重大な使命であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開という臨時的措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 今般の銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開に当たっては、買取要件の厳格な設定等を通じ、機構による買取りが、例えば短期売買による値ざや稼ぎ等に使われることのないよう、慎重な運用を期すとともに、買取り及び売却等の状況について、適切な情報開示を行うこと。

一 景気及び金融証券市場等の状況によっては、企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

右決議する。